

熊 本 県 観 光 文 化 補 助 金 等 交 付 要 項 別 表

観光文化政策課

補 助 金 名	補 助 対 象 経 費	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又 は 補 助 金 額	計 画 変 更 申 請 要 件	事業遂行状況報告	
					報告時点	報告期限
1 熊本県文化協会補助金	熊本文化協会が文化事業を行うに当たり、直接必要となる経費 ・賃金 ・報酬費 ・旅費 ・需用費（消耗品費、印刷製本費及び光熱水費） ・役務費（通信運搬費） ・使用料 ・賃借料 ・負担金 ・補助金 ただし、補助金においては、芸術文化事業を行う団体（文化協会に加盟している団体に限る。）、熊本県文化懇話会又は一般社団法人熊本県芸術文化振興会に助成する場合に限る。	熊本県文化協会	10/10 以内 (上限 14,052 千円)	補助事業に要する経費のうち、20%を超える変更を行う場合		
2 九州文化協会補助金	公益財団法人九州文化協会が文化事業を行うに当たり、直接必要となる経費 ・賃金 ・報酬費 ・旅費 ・需用費（消耗品費、印刷製本費及び光熱水費） ・役務費（通信運搬費） ・使用料 ・賃借料	公益財団法人九州文化協会	10/10 以内 (上限 1,350 千円)	補助事業に要する経費のうち、20%を超える変更を行う場合		
3 DMO等連携推進事業補助金	1 広域的な観光地域づくりを支援するため、次の各号のいずれかに要する経費 (1) 観光地域づくりコンサルティング事業 (2) 新たな観光コンテンツ造成事業 (3) アニメ等を活用した県産品振興支援事業 (4) 観光地域づくりに資する各種調査事業 (5) 情報発信事業 (6) その他広域観光地域づくりに資する事業 2 前項の補助対象事業において、広域的な観光地域づくりの活動を通じ、地域DMO又はくまもつ観光地域応援社と連携して人材育成等の体制構築に資する取組みを行うこと。	複数市町村を活動区域とするDMO	10/10 以内 (上限 30,000 千円)	補助事業に要する経費のうち、20%を超える変更を行う場合		

熊 本 県 観 光 文 化 補 助 金 等 交 付 要 項 別 表

観光文化政策課

4 子ども芸術文化活動支援（伝統芸能団体交流）事業補助金	団体等が子どもたちを主体とした伝統芸能の地域間交流を行うに当たり、要する経費 ・会場使用料 ・道具（楽器等）運搬費 ・講師謝金 ・広報費 等	以下の要件の全てに該当する団体又は団体を構成員とする実行委員会 （１）熊本県内を活動の拠点とする伝統芸能団体であること。 （２）子どもが加入している団体であること。 （３）直近の３年間で子どもたちによる伝統芸能活動の実績があること。 （４）将来にわたり地域間交流を継続していく団体であること。	1/2 以内 （上限 200 千円）	1 計画の主要部分の変更を行う場合 2 補助対象経費の 30 パーセントを超える減額を行う場合 3 補助対象経費の増額がある場合		
5 くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業補助金	海外芸術研修や海外コンクールへ参加するために要する経費 ・往復渡航費 ・研修等参加費	以下の要件の全てに該当する者とする。 （１）４月１日時点で 15 歳以上 30 歳未満であること。 （２）以下のいずれかに該当すること。 ①熊本県市町村の住民基本台帳に登録され、現に居住している者 ②熊本県内の高等学校・大学・大学院・高等専門学校・専修学校（以下「高等学校・大学等」という。）に在籍している者 ③熊本県内の高等学校・大学等を卒業した者 （３）専門とする芸術分野で一定の活動歴があり、将来性が見込まれ、当該分野に係る学校又は団体の推薦があること。 （４）外国での研修に堪えうる語学力を有すること。 （５）研修等の受入先が確保されていることが証明できること。 （６）保護者の同意があること。（高校生又は 18 歳未満の者に限る。） （７）研修等の開始時には義務教育を修了していること。	10/10 以内 （上限 500 千円）	1 計画の主要部分の変更を行う場合 2 補助対象経費の 30 パーセントを超える減額を行う場合 3 補助対象経費の増額がある場合		

熊 本 県 観 光 文 化 補 助 金 等 交 付 要 項 別 表

観 光 振 興 課

補 助 金 名	補 助 対 象 経 費	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補 助 率 又 は 補 助 金 額	計 画 変 更 申 請 要 件	事業遂行状況報告	
					報告時点	報告期限
6 熊本県観光連盟補助金	1 (公社)熊本県観光連盟運営に要する経費	1 (公社)熊本県観光連盟	1 定額	1 (1) 事業内容の主要な部分に変更が生じる場合 (2) 補助事業に要する経費のうち、配分額の20%を超える変更を行う場合		
7 宿泊事業者受入環境整備支援補助金	宿泊事業者が行う生産性向上に資する以下の取組みへの補助に要する経費 ・DX化による業務省力・効率化 ・インバウンド受入環境整備 ・その他生産性向上に資する取組み	熊本県内に所在する宿泊施設を有する宿泊事業者（小規模事業者を除く）	3/4 以内 (上限 3,000 千円)	1 補助事業に要する経費のうち、50%を超える変更を行う場合 2 事業内容の主要な部分に変更が生じる場合		
8 くま川鉄道沿線周遊促進緊急支援事業補助金	民間事業者が行う周遊性向上に資する以下の取組みへの補助に要する経費 ・観光資源の磨き上げに要する経費 ・周遊プランの構築に要する経費 ・モニターツアー等の実施、検証（実施後の提案等を含む）に要する経費 ・その他周遊性向上に資する取組みに要する経費	民間事業者	定額 (上限 35,000 千円)	1 補助事業に要する経費のうち、30%を超える変更を行う場合 2 事業内容の主要な部分に変更が生じる場合		